

# 隣保館だより

編集 下榎隣保館 〒689-4526 日野町下榎157番地1  
電話：72-1191 (FAX兼)  
E-mail：rinpokan@town.hino.tottori.jp



## 粘土で作る花々 クレイフラワー

9月24日の隣保館学習講座は、樹脂粘土で花を作る講座



講師の妹尾さん（写真左）

レイフラワー教室を、下榎集会所で開きました。参加者たちは、米子市の妹尾津美さんの指導で、アンスルームの花作りに挑戦しました。今回は形作りです。平たく伸ばした樹脂粘土を花びらや葉の形に切り抜き、茎となる軸に巻き付けるまでの作業を行いました。粘土を伸ばす加減や筋の入れ方などに四苦八苦することもありましたが、丁寧な指導で楽しく作ることができました。次回の10月10日は、色付けなどをして仕上げます。「出来上がりを楽しみ」と参加者も待ち遠しい様子でした。

## 榎の美老人会 人権学習会

稲刈りも一段落した9月22日、老人憩の家で、人権学習会を開きました。

これは、高齢者にも人権について学んでもらおうと隣保館が計画したもので、老人会の定例会に合わせて行いました。

当日は、憩の家周辺の草取

り作業のあとに「おじいちゃんのとまと」のビデオを見て、いろいろな人権について学びました。ビデオでは、主に老人介護について設定されていますが、そこにでてくる家族が遭遇する高齢者の人権、外国人差別などのさまざまな人権問題がアニメで描かれており、見る人の年代を問わず、わかりやすい内容でした。参加者からは時折落胆す

## 隣保館あでかけ学習講座 「タイ料理教室」 参加者募集

タイ出身者による本場のタイカレーと春巻きの講座です。奮って参加ください

日時 10月25日(土)  
午前9時30分～正午  
場所 山村開発センター  
内容 タイカレーと春巻きの材料費：700円  
(米1合を持参してください)

申し込み 10月22日(水)  
締切 下榎隣保館  
申し込み (電話72-1191)  
共催 日野国際交流協会

る声が聞かれ、身近な問題として真剣な表情で見入っていました。

勉強をさせてもらいました。今後機会があればまた学習したい」などの意見が聞かれました。

この「おじいちゃんのとまと」の中でも言われていた、「人を思いやる気持ち」を忘れずに過ごしましょう、と学習会を閉会しました。

## 隣保館の相談日をご利用ください

隣保館では、生活の困りごとなどの相談事業を行っています。いつでも相談は受け付けていますが、毎月第1・3水曜日は相談日として、生活相談員が常駐しています。生活相談、職業相談、人権相談、高齢者問題など、専門機関と連絡を取り合い問題解決に取り組みます。相談の秘密は固く守られますので、町民の皆さん誰でも安心してご相談ください。なお、相談は電話でも受け付けています。連絡先 下榎隣保館 生活相談員 谷口(電話 72 1191)

11月の学習講座予定  
8日(土) 午後1時～  
■編み物 老人憩の家 (講師：安達利子さん)  
18日(火) 午後7時30分～  
■生け花 下榎集会所 (講師：生田清子さん)  
※花代は当日集金します  
▼日程など変更になることがあります。  
詳しくは下榎隣保館へ▼どの講座も2時間～3時間の予定です。町民どなたでも参加できますので、お気軽に参加ください

# 人権のまちひの

2008年10月

## 子どもは社会を映す鏡

私たちは、引きこもりや不登校などは本人や家庭の問題だ、学校の問題だなどと考えたり、どうしてあげることができないかと思いがちです。

しかし、仲間はすれやいじめ、暴力などの背景には、子どもを取り巻く大人の問題もあるのではないだろうか。子どもは社会の世相を映し出す鏡とも言えます。いじめや暴力などは、大人社会の悪いところをまねていることに多くの原因があるのではないだろうか。

## 地域の子どもを考える

そこで、いじめの問題や子どもの人権を社会の問題としてとらえ、地域ではどのようなことが必要なのでしょう。地域の大人から見て

- ・この子どもか、名前を知っていますか
- ・子どもの好きなこと、どんな

## 子どもの人権 ～幸せな成長を願って～

子どもを標的にした誘拐殺人、また親が子を、子が親を、親族による殺人など、起こってはならない事件がたびたびテレビなどで報道されます。そのたびに深い悲しみを感じ、心が痛みます。なぜこのようなことが起こるのでしょいか。

鳥取県でも、残念ながら不登校や退学などの報告があります。その主な原因は集団からの仲間はずれやいじめ、暴力などといわれています。また携帯電話やパソコンから、匿名で誰かのうわさを広めたり、いじめなどの書き込み攻撃が大きな社会問題になっています。

な遊びや活動をしているか  
知っていますか

・いっしょに話をしたり、遊んだことがありますか

### 子どもから見ると

・あなたの名前や住んでいる家などを子どもたちが知っていますか

・あなたの好きなこと、趣味、生きがいなどを子どもたちが知っていますか

地域の少子化、核家族化が進む中で、子育ての不安、行き詰まり感などの悩みがある

といわれています。また、地域のさまざまな知恵や活動、伝統や文化など、子どもたちへの大切な伝承活動が不足しているのではないだろうか。子どもたちが置き去りにされているように思いませんか。

## 子どもたちに託す願い

現在、まちでは、青少年育成会の活動や、地域防犯・生活安全パトロール協議会の見守り活動、また、保育所の子育て支援室や、町公民館の子ども居場所づくりなどの子育て支援が行われています。

て支援が行われています。うちの子、よその子にかかわらず、子どもたちが友達や地域の人たちを大切に思い、郷土に愛着と誇りを感じ、自分を大切に自信を持つた大人に成長してくれることを私たちは願っています。

子どもには一人の人間としての権利（人権）があることは言うまでもありませんが、加えて、子どもたちは次代を担い文化や知恵、そして命を未来に繋いでくれる地域の大切な希望でもあります。

## 地域のつながりが大切

まずは、地域の大人たちが子どもたちと触れ合い、子どもたちのことをよく知り、子どもたちにどんなことが必要かを理解することが大切です。子どもたちの心身の健全な成長、それは社会参加による自己実現と自信の回復だと思います。

引きこもりや不登校、いじめや暴力について、家庭や学校、子どもどうしの問題ととらえず、世代を超えた地域のつながりや時代の受け渡しをする活動の中で親や子どもと一緒に考え学び、共に行動していくことが課題解決の道筋であると考えられます。

## トピックス ～子どもの人権～

「児童の権利に関する条約＝子どもの人権基準」では次の4つの柱が示されています。

- 生きる権利**【傷つけられたり、殺されたりすることなく、また国や性別、考え方の違いで差別を受けず、心身ともに健全に成長する権利】
- 育つ権利**【親には子どもの発達段階に応じて適切に指導し保護する義務と権利があります。また、教育を受ける権利と国の教育を受けさせる義務、休み遊ぶ権利と、文化・芸術活動に参加する権利などがあります】
- 守られる権利**【住所や電話、家族のことなどの個人情報や、誹謗中傷で誇りを傷つけられないよう守られる権利。また、国には親からの暴力・虐待・放任から子どもを守る義務があります】
- 参加する権利**【自分に関係することへ自由に意見を表す権利と十分に考慮される権利があります。自由に集まって会をつくり、参加する権利や表現の自由があります】